

平成31年3月18日

健康部健康推進課

練馬区健康づくり総合計画の策定について

現行の練馬区健康づくり総合計画は、平成27年度から31年度の5年間を計画期間としており、平成32年3月に計画期間が終了することから、次期計画を策定する。

1 計画の位置づけ

- (1) 「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画として策定する。
- (2) 健康増進法第8条に基づく健康増進計画、平成26年6月厚労省通知に基づく母子保健計画、食育基本法第18条に基づく食育推進基本計画の性格を持つ。

2 計画期間

平成32年度～35年度の4年間とする。

3 検討体制

学識経験者、医療関係団体、福祉関係団体、事業者関係団体、公募区民により構成される、「練馬区健康推進協議会」において、計画内容について検討する。

4 策定スケジュール（予定）

平成31年11月 計画（素案）作成

12月 パブリックコメントの実施

平成32年3月 計画（案）作成・計画策定